

カントの感性論とバーチャル・リアリティ

平田 俊博

はじめに

人権の相克が 21 世紀の人類にとって大問題となりそうである。20 世紀までは人権はいわば錦の御旗であり、「人権侵害だ!」と大声で訴えられれば、誰しものがギクリとたじろぎ、後難を恐れて思わず身構えざるをえなかった。しばしば先に声を上げた者の勝ちで、「人権侵害だ!」と言われてしまえば言われた方は防戦一方に陥り、頑張って水掛け論に引き込んで持久戦に持ち込むのが精々だった。まさに、人権強し、であった。

先手必勝という人権問題の性格は、人権の思想が歴史的に見れば非権力者ないし弱者の側から発せられたことによる。権力者の圧制に対抗して如何に被害を食い止めるかという弱者の抵抗の知恵が、人権の思想へと結晶したのであった。

それゆえ、人権の思想は抵抗権に属する。公権力の不当な行使に対して抵抗しうる公民の権利なのである。したがって、領主など支配者側の権力が圧倒的で領民側が原理的にはほぼ無権利状態にあった近世社会においては、人権は画期的な革命思想であり、支配者層にとっては弾圧すべき危険思想であった。この段階の人権思想を「**人権 A**」と呼んでおこう。

だが、時代が下って近代の立憲民主主義の時代ともなれば、人権こそが一切の法の法源となるべきものとなった。人権を形骸化して権力を増大しようとしがちな権力者一般の性癖に対抗して、非権力者層は人権を錦の御旗に掲げて抵抗したのであった。人権を実質化し実現し拡充しようとした、近現代のこの段階の人権思想を「**人権 B**」と呼ぼう。

ところが、さらに時代が下ってポスト・モダンの現代では、欧米や日本などの先進国においては公権力の主体が益々民主化されつつある。世襲が形式的にも実質的にも排撃され、代わりに選挙制度を通じて定期的な政権交代が常態化すると、公権力層と公民層の境界が流動化せざるをえなくなる。すると、公権力の制約を至上目的とする人権 B の比重が低下し、代わって、公民どうしの紛争を調停する仕事が公権力の主要な仕事となる。

その際、自身の権利を自分で主張できる自立的な強い公民どうしの権利紛争は、人権 B の段階における私法領域の事案として処理できる。けれども、自身の権利を自分で主張できない非自立的な弱い公民どうしの権利紛争については、公権力が支援者として積極的に関与して行かざるをえない。それはまた、強い公民と弱い公民の間の紛争の場合でも同様である。人権 B の段階においてはマイナーな私法領域に留め置かれて、当事者間の私的な力関係に委ねられてきた権利紛争に関して、単なる調停者以上のメジャーな役割を公権力が担わざるをえなくなっているのである。このように弱者の救済を主要目的とする段階の人権思想を、私は「**人権 C**」と名づけたい。

さて、それで、21 世紀において人類の大問題となる人権の相克であるが、これが発現する場面こそ人権 C の段階なのである。相克の様態は差し当たり 2 種に大別できる。第 1 は人権 B と人権 C の相克。第 2 は人権 C 内部での相克である。

そこで、いま、本稿「カントの感性論とバーチャル・リアリティ」で特に問題としたいのは、第 1 種の人権の相克である。つまり、人権を形骸化して権力を増大しようとしが

ちな権力者一般の性癖に対抗して、人権を錦の御旗に掲げて抵抗しようとする非権力者層の人権思想、言い換えれば、権力闘争の主体となりうる強者の人権観と、対するに、弱者の救済を主要目的とする公権力の人権思想、言い換えれば、権利紛争で救済を求める弱者の人権観、こうした両者間の相克である。その典型的な事例を私たちは、表現の自由を巡る問題に見出すことができる。

1、表現の自由と青少年の保護

新聞報道によると（朝日新聞 2010 年 3 月 16 日・18 日・20 日朝刊（山形市域配達版）、山形新聞 2010 年 3 月 19 日夕刊）、日本では目下、表現の自由と青少年の保護との間で紛争が発生している。(1) 漫画やアニメ、ゲームソフトなどの中に描かれる「非実在青少年」の、すなわち「18 歳未満と判断される架空の人物」の、性描写を規制しようとする東京都の青少年健全育成条例改正案に対して、里中満智子、ちばてつや、永井豪、竹宮恵子という著名な漫画家が揃って記者会見をして激しく反対を表明したからである。日本雑誌協会、日本書籍出版協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会の出版業界 4 団体から構成される出版倫理協議会や日本出版労働組合連合会も緊急反対表明を発表したのであるが、やはり一般国民に強い影響力をもつ大漫画家たちの反対会見がテレビや新聞で大きく好意的に取り上げられたせいもあって、都議会の総務委員会は直ちに条例改正案を継続審査に回すことにし議決を延期した。

そもそも都が性表現規制の強化を進めるのは、子どもをめぐる性のトラブルが後を絶たないせいである。日本の刑法（わいせつ物頒布罪）の対象は実写に近い精密な描写に限られているし、児童買春・児童ポルノ禁止法の対象は実在の子どもを扱った作品に限定されている。青少年の性の乱れの規制に力を入れてきた都は、2004 年に「不健全図書」を指定して包装と分別陳列を義務づけ、青少年が店頭で立ち読みできないようにした。

しかし、それでもトラブルが増え続けるので、今回の改正案で都は、規制の対象を「実在の子ども」だけに限定しないで「架空のキャラクター」にまで拡張しようとし、また同時に、13 歳未満の子どもの扇情的な写真を扱った本の規制や、インターネットの有害サイト閲覧制限の厳格化なども盛り込もうとした。

都の厳しい姿勢の背景には、2007 年の内閣府調査で調査対象者の 86・5 %が、実在しない子どもの性行為を描いた漫画を規制対象にすることに賛成していることがある。実際、中高生らが一般の店頭で買える漫画やビデオソフトなどの中には、親や教師との性行為や強姦などを描いたものが多数あるという。都の今回の条例改正案の元になった 1 月の都青少年問題協議会の答申では、次の通り指摘されている。「極めておぞましい性的虐待をリアルに描いた漫画やアニメ、ゲームなどの流通を容認することで、児童を性の対象とする風潮が助長されることは否定できない。」

また、東京・六本木で女子中高生の性の悩みを聞き続けている産婦人科医の赤枝恒雄氏によれば、「子どもを性の対象にした過激な漫画が社会にあふれており、それを読む中高生に誤った性の知識を与えている。反対論者は深夜の六本木で女子中高生が大人に群がっている実態を見るべきだ」。都小学校 P T A 協議会も改正案に賛成して、次のコメントを出している。「こうした漫画などの蔓延によって、青少年の判断能力や常識、価値観が幼いときからゆがめられてしまう危機感が強い。」

しかし、東京都の条例改正案に猛反発する漫画家や出版界や学識者は、以下のように批判している。「規制がいかようにも解釈され、表現の自由を封じ込めることにつながる」（漫画家・里中満智子）。「日本の漫画界に元気がなくなる。お上にこれはいい、悪いと決めてほしくない」（漫画家・ちばてつや）。「必要を感じて（性的な場面を）表現することはありうる。それでも規制の範囲に入ることに危惧を抱いている」（漫画家・竹宮恵子）。「日本の漫画界を支える自由な発想力を奪われる」（漫画家・永井豪）。「業界の自主規制の努力をないがしろにするもの。当局の恣意的な判断で検閲や弾圧につながる」（出版倫理協議会）。「架空のキャラクターまで規制することは、実写と違ってあらゆる表現方法に規制の網が広がる恐れがあり、慎重であるべきだ。どんな内容が規制の対象になるのか、誤って規制される恐れはないのかといった線引きの難しさは課題だ。規制の公平性と透明性を確保する方法など、さらに議論が必要だ」（立教大教授・服部孝章・メディア法）。

結局、規制基準の曖昧さに批判が集まって、性描写を規制する東京都の条例改正案の可否は、都議会で先送りされることとなった。これに関して、条例の改正を答申した都青少年問題協議会委員の犯罪心理学者、内山絢子・目白大教授は、「表現の自由を守る議論が中心になっているが、都議会では子どもを守るために何をすべきかという点で議論してほしい。行政が規制してこそ、社会への影響力が強まる。」とコメントしている。また、同様に大阪府の橋下徹知事も、「大阪府も検討する。規制する必要があるか、まず実態把握する」、「失われる利益の方が大きいなら、表現の自由も絶対的でない」と発言している。先に私が述べた人権Bと人権Cの間での第1種の人権の相克が、問題の根底にあることを内山氏も橋下氏も明察していると言えよう。

2、カントの権利論とその問題点

カントは『人倫の形而上学 法論』（1797年）の序論部の終わりで権利と義務の実在的關係について述べている。カントによれば、義務づける者たちと義務づけられる者たちの主体的關係は次の4種に区分できる。

第1種：権利も義務も持たない存在者たちに対する人間の法的關係。それらは理性を持たない存在者たちであるから、人間の法的關係は実在しない。

第2種：権利も義務も持つ存在者たちに対する人間の法的關係。人間たちに対する人間の關係であるから、人間の法的關係は実在する。

第3種：諸義務だけを持ち諸権利を持たない存在者たちに対する人間の法的關係。それらは人格性を持たない人間たち（農奴、奴隸）たちであるから、人間の法的關係は実在しない。

第4種：諸権利だけを持ち何ら義務を持たない存在者（神）に対する人間の法的關係。そうした關係は可能的經驗の対象ではないから、単なる哲学においては人間の法的關係は実在しない。

カントの権利論の特徴は、第2種の主体的關係のみに権利と義務の実在的關係を承認する点にある。したがって、人権Bの段階にあるといえよう。とはいえ、カントは第4種の主体的關係について、単なる哲学においては人間の法的關係は実在しないと言う。それゆえ、「単なる哲学において」以外ではどうなるかを、検討する余地がある。また、「単なる哲学」といおう概念をどう定義するかで、カントの権利論の射程を拡張する余

地も残されている。

そこで、私は以下で、第4種の主体的関係の解釈を通じて、カントの権利論の射程を人権Cの段階まで拡張できないかどうかを検討してみたい。そのために、まず、カントの感性論を再構築して、感性の側からカントの理性論の特徴と限界を明らかにしてみたい。そして、表現の自由と青少年の保護の相克問題をバーチャル・リアリティの問題として捉えなおし、そうすることで相克を解消する道筋を示してみたい。

3、カントの感性論

従来の研究では専ら理性論の側から考察されてきたカント倫理学を、近年目覚ましい進歩を遂げつつある脳神経科学の視座を援用して、感性論の側から分析。カント的感性を3分して、**物理的感性**と**構想的感性**と**感情的感性**に分類。カントの次の感性論をカント批判哲学体系のうちに位置づける(カント『実用的見地における人間学』1798年、第一五、一六節参照)。

認識能力における**感性 (Sinnlichkeit)**とは、直観における表象の能力であって、2部分を含む、つまり、

感官 : Sinn. 対象が現在する場合の直観の能力。

構想力 : Einbildungskraft. 対象が現在しなくとも直観する能力。

さらに、感官は二分される。すなわち、

外的感官 : aeusserer Sinn. 人間の身体が物的事物によって触発される場合の感官。経験的直観の単なる知覚能力。

内的感官 : innerer Sinn. sensus internus. 人間の身体が心情 (Gemuet) によって触発される場合の感官。

また、快と不快の**感情 (Gefuehl)**が内部感官と名づけられる。

内部感官 : inwendiger Sinn. sensus interior. ある表象の状態を受け入れるか阻止するかが当の表象によって決定される、主体の感受性 (Empfaenglichkeit)。

感官による表象には、ほかに感応がある。(cf. Frank Baasner: *Der Begriff 'sensibilit' e' im 18. Jahrhundert. Aufstieg und Niedergang eines Ideals*, Heidelberg 1988, S.370n.)

感応 : Sensation. 感覚 (Empfindung) が同時に主体の状態への注意を喚起する場合に意識される、感官による表象。

外的感官は身体感覚 (Koerperempfindung) の感官とも呼ばれ、さらに、生命感覚の感官と器官感覚の感官とに二分される。

器官感覚の感官 : Sinne der Organempfindung. 固定感官、sensus fixus. 触覚、視覚、聴覚、味覚、臭覚のために特定の感覚器官を必要とする。

生命感覚の感官 : Sinn der Vitalempfindung. 不定感官、sensus vagus. 特定の感覚器官を必要としない。

4、バーチャル・リアリティ —バーチャル迷子と脳神経科学—

- ① ゲーム、テレビ、アニメなどの「バーチャル (仮想) 世界」にどっぷり浸かっている子ども。
- ② ケータイやインターネットなどの大きなバーチャル世界に呑み込まれて自分を見失

い、「非現実世界」へ行っただけで「現実世界」に戻って来られない人。

- ③ 学校裏サイト：大人たちが入り込めない子ども仲間の「秘密基地」。米国では「インターネットは個人利用（自己責任）のパーソナル・メディアであり、発信者責任が問えるマスメディア（テレビなど）とは異なる。だから子どものインターネット利用の最終責任者は保護者である。」という常識が日本にはない。保護者は学校に子どものケータイからのインターネット利用の粗銅を押しつけるべきでない。
- ④ 「現代日本の少年少女らは『インターネットを使う』という状態から一歩進んで、『インターネットというメディア空間で生きる』ようになってきた」、「インターネット上で擬似家族を作ることできる。」、「インターネットジャングルを生き抜け！」（下田博次『学校裏サイト』東洋経済新報社 2008）
- ⑤ 『メディアと人間の発達—テレビ、テレビゲーム、インターネット、そしてロボットの心理的影響—』（坂元章編、学文社 2003）
- ⑥ 『「メディア漬け」で壊れる子どもたち』（清川輝基・内海裕美共著、少年写真新聞社 2009）
- ⑦ 『テレビゲーム教育論』（マーク・プレンスキー、東京電気大学出版局 2007）：「テレビゲームは…実はとてもよい価値をたくさん持っている」
- ⑧ 『子どもの心と脳が危ない！—テレビを消そう、ゲームをやめよう！』（ほんの木 2005）
- ⑨ 『テレビゲームと子どもの心—子どもたちは凶暴化していくのか？』（坂元章、メタモル出版 2004）： 「テレビゲームの悪影響論争の『5年周期説』」
- ⑩ 『ゲームと犯罪と子どもたち—ハーバード大学医学部の大規模調査より』（ローレンス・カトナー、シェリル・K・オルソン共著、インプレスジャパン 2009）：「科学的には根拠のないゲーム批判—子どもたちはゲームと現実を混同しているのか」、「新しいメディアはいつの時代も非難の的—印刷術の発明から最新技術のゲームまで」
- ⑪ 『子どもの脳が危ない』（福島章、PHP新書 2000）：「脳の形態になんらかの異常のある人が殺人を犯す危険性は、異常所見が発見されない人よりかなり高い」